

燕市 特別の理由による任意予防接種費用の助成事業

骨髄移植等により、定期予防接種で得た免疫を失った方に対する「再接種費用」を助成します

骨髄移植手術等により、定期予防接種で受けたワクチンの予防効果が期待できないと医師に判断され、任意で予防接種を再接種する方に対して、経済的な負担の軽減および感染症予防を目的として、再接種費用を助成します。

事前の手続きが必要ですので、燕市健康づくり課までご相談ください。

対象者

以下の①～④すべての要件を満たす人

- ①骨髄移植等の理由により、接種済みの定期接種の予防効果が期待できないと医師に判断された人
- ②予防接種の再接種を受ける日において、燕市に住民票がある20歳未満の人
- ③接種済みの定期予防接種の接種回数および接種間隔が、定期接種の規定により接種してあること
- ④令和7年4月1日以降に申請し、接種した予防接種であること

助成の対象となる予防接種

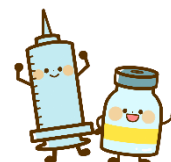
◆定期予防接種 A 類のワクチン

BCG/小児肺炎球菌/ヒブ/四種混合/五種混合/二種混合/麻しん風しん/水痘/日本脳炎/HPV

※一部の予防接種には、再接種できる年齢に上限があります。

対象となる予防接種	再接種の年齢制限
BCG	4 歳未満
小児の肺炎球菌	6 歳未満
Hib 感染症	10 歳未満
四種混合または5種混合	15 歳未満
その他 ※	20 歳未満

※B 型肝炎、水痘、麻しん・風しん、日本脳炎、二種混合、HPV



助成金額

予防接種にかかった費用

ただし、接種した年度の燕市予防接種委託料金を上限とします。

※委託料金は、市ホームページをご覧ください。

手続き方法

裏面をご覧ください。

【お問い合わせ先】 燕市健康づくり課 健康推進係（市役所 1 階 13・14 番窓口）

電話 0256-77-8182

<手続きの方法>

助成金を受けるには、必ず事前の申請が必要です。

(1)再接種前の手続き

「燕市特別の理由による任意予防接種費用助成対象認定申請書(様式第1号)」を記入し、添付書類とともに燕市健康づくり課へ提出してください。

<添付するもの>

①定期予防接種の接種歴が確認できるもの(母子健康手帳など)

②燕市特別の理由による任意予防接種費用助成に関する理由書(様式第2号)

※理由書は主治医に依頼してください。文書作成依頼に係る費用は自己負担となります。

(2)助成認定

申請を受付後、助成交付金の認定を行い、「燕市特別の理由による任意予防接種費用助成対象認定通知書」を発行(郵送)します。

※不認定とした場合は、「不認定通知書」を送付します。

(3)再接種

「認定通知書」を医療機関へ持参し、接種を受けてください。

接種費用については、一旦全額お支払いいただき、領収書(接種の内訳がわかるもの)をもらってください。

(4)再接種費用の助成申請の手続き

再接種した日から6か月以内に、「燕市特別の理由による任意予防接種費用助成金交付申請書(様式第5号)」を記入のうえ、必要書類を添付し、燕市健康づくり課へ提出してください。

<添付書類>

・領収書、明細書(原本)

・予防接種予診票または再接種をした予防接種の履歴がわかるもの(写し)

・振込先(金融機関名・支店・口座番号・名義)がわかる通帳のページなど(写し)

(5)助成金の支給

助成申請を受付後、1～2か月後に交付決定通知書を送付します。

振込額や振込日は通知にてご確認ください。

必要な書類は、市ホームページからダウンロードできます。

骨髄移植等の理由による再接種

検 索

